

日刊動労千葉

87.9.2

No. 2644

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五六・（公衆）〇四七二二二七二〇七

ただちに組合掲示板を設置せよ

裁判の判例を見ても不当労働行為は明確

千葉運行部当局は、「新会社」発足に際し、盜人のごとく組合掲示板を撤去し、労働協約未締結を理由にして、動労千葉に對してのみ、掲示板の設置を拒否している。これは、明白な不当労働行為であり、違法行為である。労働協約をめぐる団交が継続中だからといって、他の労働組合と差別し、不利益扱いをおこなつてもかまわないなどという理屈など、どこにもありはしないのだ。

組合差別は不当労働行為だ

この五月八日に出された「日産自動車組合事務所・掲示板貸与差別事件」の最高裁判決においても、このことは、明確にうたわれている。

「複数の労働組合が併存している場合には、使用者としては、すべての面で各組合に対し中立的な態度を保持し、その団結権を平等に承認、尊重すべきであり、各組合の性格、傾向や従来の運動路線等いかんによつて、一方の組合をより好しいものとして組織の強化を助けたり、他の

場合の弱体化を図るような行為をしたりすることは許されないのであって、使用者が右のような意図に基づいて両組合を差別し、一方の組合に対して不利益な取り扱いをすることは、同組合に対する支配介入となる：使用者が一方の組合に貸与しておきながら、他方の組合に対して一切貸与を拒否することは、…他方の組合の活動力を低下させ、その弱体化を図ろうとする意図を推認させるものとして、労働組合法七条三号の不当労働行為に該当する。」

当然のことではあるが、ここで極めて明確に語られているとおり、労働組合の「性格や傾向」「運動路線等」のいかんによつて差別することは許されないのである。また、各組合への中立的態度の保持は、「中立保持義務」なのである。そして、組合掲示板等の差別は、「組合活動を低下させ、弱体化を図るもの」として、断じられているのだ。

この最高裁判決を一見すれば、一目瞭然である。
「労働協約を締結していないから掲示板を認めぬ」なるJR当局の姿勢が、いかにでたらめな不当労働行為であり、違法行為であるのかは、一点の曇りもなく明らかではないか。

第五回 大会開催

8/29



左から、益川、斎藤、岩井、錦織、川口、酒井の各入賞者。おめでとうございました。

全組合員・家族の強固な團結で組織破壊攻撃を粉碎せよ！

激しいゲームが展開される
十三時より開始されたゲームは、四回戦で行われた。
一回戦では新小岩支部の益川君が役満をあがるなど、ゲームは混戦となつたが、二回戦、三回戦と岩井君（本部）が点数をのばしてトップを守り続けた。
しかし、四回戦（決勝）では、上位四人のぶつかり合いとなり、錦織君（銚子）が着実なゲーム運びを行い、逆転優勝を飾った。
各賞は次の通りです。

和田政幸（館山）	△B・B賞
益川義行	△役満賞
	一回戦で四暗刻をあがる。

激戦の末、錦織君（銚子）優勝

八月二九日、動労千葉サークル協議会主催による第三回マージャン大会が開催され、各支部からは腕に覚えのある強豪が参加して熱戦が繰り広げられた。